

府の誓約を歓迎し、(中略)

法の支配、国民的和解、女性の権利を含む人権の尊重、基本的自由および自由で公正な選挙を含む民主主義の重要性を確認し、(中略)

多国籍軍による努力と進展に関して二〇〇四年四月一六日に合

衆国から安全保障理事会に提出された報告を想起し、

この決議に附属する二〇〇四年六月五日付イラク暫定政府首相

発同盟事務長宛書簡により伝えられた多国籍軍の駐留を維持

したいとの要請を認識し、

この決議に附属する二〇〇四年六月五日付合衆国國務長官発同

理事会議長宛書簡に示されているように、政治的移行、とくに来るべき選挙の支援におけるイラクの安全および安定の維持への貢

献、ならびに、イラクにおける国際連合の活動(presence)に安全

を提供する努力を続けるという多国籍軍の意思を歓迎し、

国際人道法に基づく義務を含む国際法に従つて活動し、また関

係国際組織と協力するという、イラクの安全および安定の維持を促進しているすべての軍隊の誓約に留意し、

イラク経済の復興および開発における国際的援助の重要性を確

認し、

イラクの石油収入およびイラク開発基金が享する免除および特権によるイラクの利益を認識するとともに、連合暫定施政当局の解散を受け、イラク暫定政府およびその後政府により同資金

の継続的な支出が提供されることの重要性に留意し、

イラクの状況は、引き続き国際の平和と安全に対する脅威を構成すると認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動して、

一 二〇〇四年六月三〇日までにイラクを統治する完全な責任お

よび権限を有する二〇〇四年六月一日に発表された主権を有

めの国際的支援とくに地域諸国、イラクの近隣諸国および地

域諸組織による支援の重要性を認識することとともに、この決議を成

功裡に実施することに留意し、(中略)

政治的権利および人権が十分に尊重される、連邦制の、民主的

かつ多元的な統一イラクに向けて活動することへのイラク暫定政

影響を与えるいかなる活動も控える。

38

安全保障理事会決議一五四六(イラク占領終了)(抄)

採 択 二〇〇四年六月八日(安保理第四九八七回会合)

安全保障理事会は、
イラクの民主的に選出された政府への移行における新たな局面の始まりを歓迎し、(二〇〇四年六月三〇日までに、)占領が終了し、完全な主権を有し独立したイラク暫定政府が完全な責任および権限を引き受けることを期待し、(中略)

安全および繁栄を達成するための努力におけるイラク国民のための国際的支援とくに地域諸国、イラクの近隣諸国および地域的諸組織による支援の重要性を認識することとともに、この決議を成るところが地域の安定に貢献することに留意し、(中略)

政治的権利および人権が十分に尊重される、連邦制の、民主的かつ多元的な統一イラクに向けて活動することへのイラク暫定政影響を与えるいかなる活動も控える。



